

官民競争入札等監理委員会  
第 16 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 16 回 官民競争入札等監理委員会  
議事次第

日 時：平成 18 年 12 月 19 日（火） 10:00～10:45

場 所：首相官邸 4 階 大会議室

1．開 会

2．コスト計算ガイドライン案、実施要項指針の修正について

3．「公共サービス改革基本方針」の案について

4．その他

5．閉 会

< 出席者 >

（委員）

落合委員長、斉藤委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、田島委員、  
本田委員、増田委員

（政府）

塩崎官房長官、大田大臣、田村政務官

（事務局）

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊  
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第16回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は寺田委員、森委員、吉野委員が御都合のために欠席です。

本日は、途中、塩崎内閣官房長官、大田市場化テスト担当大臣、田村内閣府政務官にも御出席をいただくことになっております。

なお、渡辺内閣府副大臣は都合のため御欠席ということですが。

それでは、まずコスト計算ガイドライン案及び実施要項の指針の修正案について、これを最初に審議していただきます。

次に、公共サービス改革基本方針の改定案について御審議いただくという順番で行いたいと思います。

それでは、コスト計算ガイドライン及び実施要項の指針につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 ただいまコスト計算ガイドラインというふうに御紹介がございましたけれども、委員限り資料の表題に書いてありますように、情報の開示に関する指針、国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針という2本について御審議をお願いしたいと思います。

この案につきましては、9月1日に実施されました第7回の監理委員会におきまして、審議をお願いいたしております。その際にこの取扱いについては、実施要項の審議において実務的な検証、各省への説明を行うなどの過程で引き続き検討するということになったものでございます。

今日は、先般、能力開発機構の2事業、ハローワークの3事業についての実施要項の審議が終了いたしまして、別途各省への説明会も実施いたしましたので、これらの結果を受けまして、その検討結果について御報告をし、御審議をお願いするものでございます。

まず、9月1日に提出させていただいたときからの主な変更点でございますが、資料2に書いてございます。

1つ目は、従来の実施に要した経費に関するものでございまして、これは実際の対象事業になりましたものが既にモデル事業等で外部委託を行っておりまして、こういう場合にはどのように経費を開示するかについて定めていなかったために、委託費の支払い実績を開示することにいたしまして、その旨規定を追加したというものでございます。

これは資料4の2ページの中ほどアンダーラインのところでございますが、総論的にここに規定を設けまして、以下、各個別の項目ごとに規定を追加しております。

戻っていただきまして、イのところでございますが、従来の実施方法のところでございます。

これは従来の実施方法の理解に資するように、その事業を実施する組織、職員構成、業務分担といったものを例示として追加いたしまして、開示の際にはこういう資料を付けていただくということにしたものでございます。

また、相談業務、問い合わせ対応、クレーム処理といったものの体制につきまして、必要に応じて記載するように規定を追加いたしております。

3つ目に「実務的検証の内容」でございますけれども、実施要項の審議対象となりました5事業につきまして、この指針に基づいて開示の情報案を作成していただいております。策定に当たっては、実施機関の担当者から開示情報の案、それからその基礎資料を提出していただきまして、事務局において内容を検討し、実施機関との間で記載内容の調整を行っております。

今回、調整を行いました内容は今のところに記載しております。

大きな特徴といたしまして、基本的に今までこういう作業を各省ともやったことがございませんので、委託に出す業務の範囲と経費を計算する範囲とが整合していないというところがポイントになりまして、ここのところを整合するように作業をやっていただいたというところが要点でございます。

具体的には1～4までございまして、モデル事業で外部委託を行っているものの経費の算定、これについては先ほど御説明いたしましたように、委託費の支払い実績を開示することにしております。その上で、今回の指針の案に変更を加えたということでございます。

2つ目が、入札の対象範囲と経費の算定範囲の整合ということでございまして、ここは人件費、人員数への影響を主に勘案して調整を行っております。

3つ目は、物件費の算定範囲と受託者の負担範囲との整合ということでございまして、入札の際に物件費の見積りを行うための影響が大きいということで、受託者が実際に受託をした際に負担する範囲を検討いたしまして、それに整合するように調整を行っております。

このほか、間接部門費の算定範囲の検討ということがございます。これは実施機関の組織の実情が個々の事業ごとに異なっておりますので、その実情に合致するように調整を行ったものということでございます。

2つ目の でございますが「従来の実施方法」のところでございます。これは業務内容や実施体制の理解に資するように、組織図、職員構成、業務分担の例示を追加していただいております。こちらにつきましても、指針の案の中に規定を追加しております。

なお、「目的の達成の程度」につきましても、開示情報としては重要なものでありますが、こちらにつきましても、指標そのものの整備がされていないということもありまして、十分な検討はできなかったと思っております。

本案の今後の取扱いでございますけれども、今回の実務的検証につきましては、限られた案件の中で行ったものでございまして、すべての項目にわたって十分に検証できたものではないと考えております。このため今回決定していただいた後も対象事業の実情に整合するよう、随時改正を行っていくこととしたいと考えております。

コストガイドライン関係の説明は以上でございますが、続いて実施要項の指針についての説明をさせていただきます。

事務局 それでは、資料6「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針 修正案」を基に御説明させていただきます。

1ページ～5ページに関しましては、修正した部分を反映したものでございまして、どこを修正したかわかるものは、6ページからご覧いただければと思います。修正を行いましたのは、6ページの1.と9ページ目の12.というところございまして、6ページの「1.対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」というところの修正について御説明いたします。

これに関しましては、前回中ほどに消してありますけれども、「経済的な動機付けなど」ということで、サービスの質を確保するためには、経済的な動機付けを置くべきだというトーンで書かれてあったんですけれども、今回五つの事業の実施要項を審議いたしまして、そのこのところにつきましても、やや段階があるのではないかとということで、最初の下線部のところで「確保すべきサービスの質の実現を図るために、当該質を下回った場合の措置」、これにつきましても、委託費の減額ですとか、契約解除といったことが考えられますけれども、こういったものを明確にするとともに、実施期間中の監督上の措置につき、所要の定めを置くことという一文を加えました。

これとともに「民間事業者において、自発的・積極的に、質の維持向上等に向けた創意工夫が行われるよう」ということで、例えばということ で追加しております。「民間事業者が、実施要項で定める確保すべきサービスの質を上回る成果を達成することが望まれる場合等に、追加達成された成果に応じて委託費の増額を行うなどの方法を採用すること」ということを追加しております。

これに関しましては、 とか といったもの、事業者の努力を促すさまざまな仕組みを事業の特性に応じて具体的、積極的に検討することということで追加修正させていただいております。

9ページの12.でございますけれども、損害賠償ですとか、国家賠償法の関係で書いてございました。

「公共サービス実施民間事業者が対象公共サービス実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項」というところございまして、最初全部消してございますけれども、これが前回の書きぶりございまして、これに関しまして、やや部分的な記述であるということで、読まれた方が誤解を受けやすいのではないということがありましたので、今回、場合を整理いたしまして、下線が引いてある文に修正いたしました。

これに関しましては「本項においては、公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害に加えた場合について、

ということで、では「当該公共サービス実施民間事業者が当該第三者に対する損害の責に任ずべきこと」ということで、民間事業者のことを書いてございます。

といたしましては、「当該公共サービス実施民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる」という民法との関係を書いてございます。

といたしましては、「国が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生については国の責に帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる」ということで整理してございます。

前回、求償のことだけを書いてございましたけれども、「また、こうした賠償、求償に応ずる義務を履行することができるよう、民間事業者に保険加入求めるとも、業務の内容等によっては検討すべきである」という修正を行っております。

指針についての修正に関しましては、以上でございます。

落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明のありました各指針の案につきまして、この後、御確認いただく基本方針改定案の閣議決定日と同日付けで監理委員会決定としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

落合委員長 ありがとうございます。それでは御了承いただきましたので、次の議題に移らせていただきます。

「公共サービス改革基本方針改定案について」ということでありますけれども、本委員会におきまして、精力的に御議論いただいて、実質的な審議というのは既に終了していると承知しておりますけれども、政府与党内の調整を終えた最終案を御確認いただきたいと思います。

塩崎官房長官、大田大臣、田村政務官が御入室された後、監理委員会として正式に了承し、委員長である私より塩崎官房長官に手交したいと思っております。

それでは、事務局からこの改定案につきまして、御説明をお願いいたします。

櫻井参事官 それでは、公共サービス改革基本方針改定案の最終案につきまして、資料1に基づきまして、御説明させていただきたいと思っております。

1ページにございますように「1. 統計調査関連業務」について、4項目ほどございます。統計調査につきましては、9月の最初の基本方針においても盛り込んでおりましたけれども、その後の検討を踏まえまして、(1)の科学技術研究調査につきましては、19年1月まで入札公告を行って、来年の4月から民間競争入札の落札者による事業を実施することを決めたいと思っております。

また、(2)の総務省所管のその他の指定統計調査については、法定受託事務として自治体において行われておりますので、自治体において民間開放に係る入札の実施が平成19年度から可能となるように必要な措置を講ずることとしております。

(3)は、統計調査の民間開放に向けたもろもろの措置でございます。1つ目にありますように、統計調査の民間開放のための法的措置、これを平成19年度の通常国会において講ずることとしております。

また、各省における統計につきまして、民間開放のためのガイドラインの改定を行うとともに、これと並行いたしまして、法に基づく対象事業にすることが適切な統計調査業務の洗い出しを行って、来年の5月末までに結論を得ることとしております。

また、新しく設けられます「サービス産業動向調査(仮称)」につきまして、この法律に基づく対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、来年の5月まで結論を得ることとしております。

また、農林水産省関係につきまして、公務員総人件費改革の一環として、二つの調査について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行うこととしております。

(4)の統計センターにつきましては、民間開放を推進するというところで、具体的には、今後、監理委員会と連携をして具体的な検討を行っていきたいということになっております。

2ページ「2. 登記関連業務」でございます。

これにつきましても、9月の最初の基本方針において盛り込んでいただいておりますけれども、その後の進展を踏まえまして、特に、法令の特例措置の整備というところにあるように、平成19年通常国会において法令を一部改正し、不動産登記法等の特例規定を整備するというところで、来年の通常国会に公共サービス改革法の一部改正法案を出して特例措置を整備するというを新たに盛り込んでおります。

2ページの3及び4につきましては、前回と変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

4ページに「5. 公物管理関連業務」がございます。

都市公園の維持管理業務でございますけれども、都市公園法に基づく都市公園につきましては、従来、公園緑地管理財団への包括的な委託が行われておりましたが、これにつきまして、民間競争入札の対象事業とすることも視野に入れて、平成19年度に検討を行い、結論を得ることとしております。

5ページの「6. 独立行政法人の業務」でございます。(1)と(2)は前回と同じでございますので、省略をいたします。

(3)でございますけれども、雇用・能力開発機構が設置・運営をいたしません職業能力開発促進センターが全国に62か所ございますが、センターが行っている業務、特に在職者訓練のうちの情報・通信系等々の訓練につきまして、国が真に担う必要があるかどうか精査をし、必要性の認められるもの以外を廃止することとしております。

6 ページ(4)の国際交流基金関係でございますが、「関西国際センター」で在日外交官向けの日本語研修を行っておりますが、これにつきましては、19年度に民間競争入札を実施して、20年度から落札者による業務を実施することとしております。

(5)の国際交流基金の文化芸術交流事業について、国内映画祭の実施業務について、20年度に民間競争入札を実施し、同年度から落札者による業務を実施することとしております。

同じく国際交流基金については、(6)で海外事務所の管理運營業務についても、民間活力の活用等による一層の効率化を図ることとしております。

(7)日本学生支援機構でございますけれども、「東京国際交流館」の「プラザ平成」、これは委員の方にも御視察をいただきましたけれども、留学生の交流のための会議場等があるわけでございますが、これにつきましては、19年度に官民競争入札または民間競争入札を実施して、20年度から落札者による業務を実施することとしております。

(8)日本学生支援機構の「広島国際交流会館」につきましては、従来は財団法人日本国際教育支援協会に委託をしておりましたが、これを民間競争入札に付し、19年度に入札、20年度から落札者による業務の実施を行うこととしております。

(9)国立大学財務・経営センターの行っております「キャンパスイノベーションセンター」、これは産学連携のリエゾンオフィス等をその中に置いておるわけでございますが、これにつきましては、廃止をすることとしております。

(10)の科学技術振興機構の「日本科学未来館」、これはお台場でございますが、これについては、19年度から包括的な民間委託のための一般競争入札を実施しており、その状況を見ながら、民間競争入札の対象とすることが適切かどうかという点も含めて、更に改めて検討することとしております。

(11)でございます。情報処理推進機構で行っております情報処理技術者試験の関係ですが、この試験業務を実施しております地方支部がございます。全国9地方支部のうち2地方支部、具体的には四国と沖縄ですが、これを19年度に廃止をすることとしております。

また、それと並行いたしまして、香川県、沖縄県において、従来、支部において実施しておりました試験場の確保、運營業務につきましては、19年度に民間競争入札を実施して、20年度から業務を落札者に実施していただくということとしております。

更にこの試験業務全般につきましては、今、産業構造審議会において見直しの検討がされておりますので、この試験制度の見直しの結果を踏まえながら、20年度以降、更に監理委員会と連携をしていただき、民間競争入札の活用について検討をすることとしております。

8 ページ「7. 窓口関連業務」ですが、これは主に地方公共団体の業務でございます。車庫証明は警察、旅券関係は主に都道府県が行っております。国民健康保険と介護保険、これは市町村が行っている業務でございますけれども、いずれにつきましても、各地方公共団体の判断に基づいて、民間事業者へ委託できるということを法解釈上明確にするなどの措置を通じまして、自治体が民間事業者へ委託できるようにしたいと思っております。

例えば国民健康保険について申し上げます、必要な措置を監理委員会と連携しつつ、今後検討いたしまして、18年度中に講ずるということにしております。これによって現行の法律の中でもここまでする、ということを確認にし、それによって民間開放を促していきたいと考えております。

「8. 徴収関連業務」でございますが、(1)の地方税の徴収業務につきましては、既に行われております先進的な取り組み事例等を地方公共団体に周知するなど、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進することとしております。

(2)の国民保険料等の徴収業務でございますけれども、これにつきましては、電話、文書、滞納者宅への訪問等による自主的納付の勧奨、こういったものを自治体の判断で民間事業者への委託が円滑にできるように、平成18年度中に必要な措置を講じていただくこととしております。

更に徴収についてはいろいろ御議論いただきましたが、(3)でございますけれども、公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について早急に検討するという事で引き続きこの問題については検討をしていただくということにしております。

「9. その他」、これはこれまでと違いはございませんので、省略させていただきます。

以上が概要でございますけれども、併せて資料2をご覧くださいと思います。

今回御議論いただいた中でハローワークがございますが、これにつきましては、基本方針には盛り込まれておりません。本件につきましては、資料2の1ページの(注1)にございますように、監理委員会における議論も踏まえながら、経済財政諮問会議の方でも議論されました。柳澤厚生労働大臣にも御出席いただく中で議論されたわけですが、最終的に(注1)にございますように、大田大臣の方から「ILO条約については、国内でも解釈が分かっている。民間議員から御提案のあった二つの点がILO条約に抵触するかどうか、私的懇談会を設けて専門家に集中的に検討していただこうと考えている。」旨の御発言がございました。

民間議員からの提案は、その下の(注2)にございます。「現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託する(例えば東京23区で20のハローワークとその支部があれば、その一部を民間開放する)。民間開放したハローワークを、官が監督する仕組みを整えることで、官のネットワークは維持される」というものです。この提案のILO条約との整合性といったことを、専門家を集めた私的懇談会で議論していただくということございまして、これを踏まえまして、資料2にございますように「ハローワークとILO条約に関する懇談会」を設置することにいたしまして、本日閣議後の記者会見で大田大臣から公表させていただいております。

1枚めくっていただきますと、委員の名簿が付いております。5名の委員の先生方、逢見委員にもお入りいただきまして、5名の先生方で、座長には花見先生を予定しております。5名の方で議論をいただきたいと考えてございまして、第1回目を今月12月21日午前11時半から開催する予定です。今後数回の開催を経て、19年2月末を目途に検討結果をと

りまとめていただきたいと考えております。

これを踏まえまして、更にハローワークについての検討を深めていくということを政府としては考えているところがございます、この点について御紹介をさせていただきます。以上でございます。

( 田村政務官入室 )

落合委員長 ありがとうございます。田村政務官に御入室いただきました。

本日はよろしく申し上げます。そうしますと、大臣、官房長官がお見えになるまでちょっとお待ちいただくということになるかと思えます。

( 大田大臣入室 )

落合委員長 大田大臣にも御出席いただきました。本日はよろしく申し上げます。

( 塩崎官房長官入室 )

( 報道関係者入室 )

落合委員長 ただいま塩崎官房長官が着席されました。本日はよろしく申し上げます。

それでは、公共サービス改革基本方針の改定案につきまして、本監理委員会として、これまで精力的に審議を続けてきたところでありまして、この改定案につきまして、本監理委員会として了承するというところでよろしゅうございますでしょうか。

( 「異議なし」と声あり )

落合委員長 それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定によりまして、内閣総理大臣から諮問されました公共サービス改革基本方針の改定案につきまして、監理委員会として了承ということにいたしたいと思えます。

内閣を代表して御出席いただきました塩崎官房長官に私から答申を手交するというところにさせていただきますと思えます。

( 落合委員長より塩崎官房長官に「答申」手交 )

落合委員長 監理委員会としては今後とも本制度が着実に積極的に運用されるということ強く期待しております。今、基本方針の了承に当たりまして、塩崎官房長官と大田大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

では、塩崎官房長官お願いいたします。

塩崎官房長官 今日は、第16回の官民競争入札等監理委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

公共サービス改革基本方針改定案につきまして、本年9月以降、監理委員会におかれまして、大変精力的に議論を続けていただき、本日御承認をいただきました。委員の皆様方に改めてこれまでの御努力に感謝申し上げたいと思えます。

本案は、市場化テストの対象事業を追加するための基本方針の改定として、今週にも閣議決定をしてまいりたいと考えているところがございます。

簡素で効率的な、筋肉質な政府を目指して、国民の立場に立って、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するという法の趣旨を実現するため、政府といたしまして、安部内閣

の最重要課題の一つとして積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、来年以降も落合委員長を始め、委員の皆様方の御尽力を心からお願いを申し上げ、感謝の言葉とさせていただきます。

引き続き、今後ともよろしく願いたいと思います。

ありがとうございました。

落合委員長 ありがとうございました。それでは、大田大臣よろしく願います。

大田大臣 市場化テストを担当する大臣として、私からも一言ごあいさつさせていただきます。

今回の改定案は9月から2か月半という本当に短い期間でしたけれども、密度の濃い御議論をいただきまして、ありがとうございました。心からお礼申し上げます。

今回の改定案は、新たに市場化テストの対象とする公共サービスの分野を広げるというだけではなくて、廃止する公共サービスについても盛り込んでおりまして、国民の立場に立って、より良質かつ低廉な公共サービスの実現に向け、一定の成果が得られたと考えています。

しかしながら、時間の制約もありまして、今後の検討に委ねられたものもございまして。引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

特にハローワークにつきましては、私の方で専門家から成る懇談会を設置して、集中的に御議論いただき、来年2月末を目途に論点を整理の上、次回改正に向けて対象事業として追加するなど、ユーザーの立場に立った成果が得られることを目指していきたいと思っております。

公共サービス改革法が施行されまして約半年が経ちました。さまざまな厚い壁にぶち当たられたことと思います。委員の皆様方の御苦勞は大変なものだったと思います。改めて皆様方の御苦勞に敬意を表します。

まずは改革の第一歩を踏み出したところです。この制度を大きく育てるように担当大臣としてしっかりその職責を果たしてまいりたいと思いますので、落合委員長始め、委員の皆様方には、引き続き御助力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

落合委員長 塩崎官房長官、大田大臣、ありがとうございました。

公共サービスの改革は、何と申しましても、政府の改革推進に依存するところが大きいです。したがって、今後とも政治のリーダーシップの発揮ということをお願いしたいと思います。

(報道関係者退室)

落合委員長 監理委員会としても、これまでの審議で得た経験を踏まえまして、より一層努力してまいりたいと思っております。どうか今後とも御支援のほどよろしくお願いいたします。

塩崎官房長官はほかの御予定のため御退席されます。

本日はお忙しいところありがとうございました。

塩崎官房長官 それでは、よろしく申し上げます。

(塩崎官房長官退室)

落合委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。これまで審議してきました経験を踏まえて、基本方針改定案の了承に当たりまして、監理委員会としてのさまざまな思いというものを、委員長談話という形でこの後委員長の記者会見におきまして発表する予定であります。

委員長談話の案文につきましては、各委員からの御意見を反映するよう修正を行いました。

それでは、確認の意味で事務局より読み上げていただきたいと思います。

事務局 それでは、お手元の資料3、委員長談話(案)について読み上げさせていただきます。

(官民競争入札等監理委員会 落合委員長談話(案)読み上げ)

落合委員長 ありがとうございます。それでは、公表する内容につきましては、本案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、御了承いただきましたので、委員長談話につきましては、本日13時30分からの委員長記者会見におきまして、公表するということにいたしたいと思えます。

それでは、本日の監理委員会はこれで終了といたします。